

## 感染等に伴う欠席・休暇の扱い

本資料は、新型コロナウイルス対策行動計画の「感染等に伴う欠席・休暇の扱い」の具体的な対応方針を記載しています。

なお、感染の拡大や本学関係者の発症などの状況によって、より柔軟な扱いを検討します。

### 1 学生本人の場合

(1) 「登校しない、出席停止」どちらも欠席の取扱いとしません。

(2) 学生本人が欠席等の連絡ができない場合は、家族の方から連絡をお願いします。

本人の状況	対応	期間	大学への報告先	
			【滝沢】 健康サポートセンター  【宮古】 事務局（保健室）	【滝沢】 授業担当教員  【宮古】 事務局職員
発熱等の風邪症状がある場合	登校しない	「登校の目安」 ・発症から8日間経過している ・解熱後72時間経過しており、発熱以外の症状が改善傾向にある	不要	必要  電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
保健所又は医療機関の指示による新型コロナウイルス検査を受ける場合	出席停止	検査を受けることが決まった日から、検査判明日まで	必要	必要  電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
新型コロナウイルス検査「陽性」の場合	出席停止	保健所等の指示する期間	電話にて至急連絡	必要  電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
新型コロナウイルス検査「陰性」の場合				
保健所等の指示あり ⇒ 自宅待機等	出席停止	保健所等の指示する期間	必要  電話にて至急連絡	必要  電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
保健所等の指示なし ⇒ 症状あり	登校しない	「登校の目安」 ・発症から8日間経過している ・解熱後72時間経過しており、発熱以外の症状が改善傾向にある		必要  電話にて至急連絡
保健所等の指示なし ⇒ 症状なし	登校			不要
外務省の感染症危険情報の「レベル4、3、2、1」の国や地域から帰国した場合	出席停止	帰国及び入国後14日間	必要  健康観察のため、健康記録票（海外帰国者用）を報告	必要  電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する

※出席停止の根拠：学校保健安全法第19条

## 2 学生の同居している家族等の場合

(1)「登校しない、出席停止」 どちらの場合も欠席の取扱いとしません。

同居している家族の状況	対応	期間	大学への報告先	
			【滝沢】 健康サポートセンター  【宮古】 事務局（保健室）	【滝沢】 授業担当教員  【宮古】 事務局職員
同居している家族が発熱等の風邪症状があり、学生本人がやむを得ず登校できない場合	欠席の取扱いとしない	家族等の症状がなくなるまで	不要	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
同居している家族が保健所又は医療機関の指示による新型コロナウイルス検査を受ける場合	登校しない	検査を受けることが決まった日から、検査判明日まで	必要 メール等で報告	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
同居している家族が新型コロナウイルス検査「陽性」の場合	出席停止	感染した家族等と最後に接触した日から起算して14日間	必要 電話にて至急連絡	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
同居している家族が新型コロナウイルス検査「陰性」の場合				
保健所等の指示により学生本人が自宅待機等をする場合	出席停止	保健所等の指示する期間	必要 メール等で報告	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
学生本人に対する保健所等の指示がない場合	登校			不要

※出席停止の根拠：学校保健安全法第19条

### 3 教職員本人の場合

本人の状況	休暇の取扱	期間	大学への報告先 【滝沢】 健康サポートセンター 【宮古】 事務局（保健室）
発熱等の風邪症状がある場合	当面の間、特別休暇（出勤が著しく困難であると認められる場合）	「出勤の目安」 ・発症から8日間経過している ・解熱後72時間経過しており、発熱以外の症状が改善傾向にある	必要
新型コロナウイルス検査を受ける場合	病気休暇	検査を受けることが決まった日から、検査判明日まで	必要
新型コロナウイルス検査「陽性」の場合	病気休暇	保健所等の指示する期間	電話にて至急連絡
新型コロナウイルス検査「陰性」の場合			
保健所等の指示あり ⇒ 自宅療養等	病気休暇	保健所等の指示する期間	必要 電話にて至急連絡
保健所等の指示なし ⇒ 症状あり	病気休暇	「出勤の目安」 ・発症から8日間経過している ・解熱後72時間経過しており、発熱以外の症状が改善傾向にある	
保健所等の指示なし ⇒ 症状なし	出勤		
外務省の感染症危険情報の「レベル4、3、2、1」の国や地域から帰国した場合	特別休暇	帰国及び入国後14日間	・健康観察のため、健康記録票（海外帰国者用）を健康サポートセンター等に報告

### 4 教職員の同居している家族等の場合

同居している家族の状況	休暇の取扱	期間	大学への報告先 【滝沢】 健康サポートセンター 【宮古】 事務局（保健室）
同居している家族が発熱等の風邪症状があり、教職員本人がやむを得ず出勤できない場合	特別休暇	家族等の症状がなくなるまで	不要
同居している家族が保健所又は医療機関の指示による新型コロナウイルス検査を受ける場合	特別休暇	検査を受けることが決まった日から、検査判明日まで	必要 電話または学内メール等にて連絡

同居している家族が新型コロナウイルス検査「陽性」の場合	特別休暇	感染した家族等と最後に接触した日から起算して 14 日間	必要 電話にて至急連絡
同居している家族が新型コロナウイルス検査「陰性」の場合			
保健所等の指示により教職員本人が自宅待機等をする場合	特別休暇	保健所等の指示する期間	必要 電話にて至急連絡
教職員本人に対する保健所等の指示がない場合	出勤		

《問合せ窓口》

学 生：教育支援室（教務・国際交流グループ）

電話：019-694-2012 Mail：ipu-kyoumu@ml.iwate-pu.ac.jp

教職員：総務室（人事給与グループ）

電話：019-694-2038 Mail：jinji@ml.iwate-pu.ac.jp